

(2016年9月26日受稿 2017年1月7日受理)

【研究ノート】

近江学園 70年のあゆみ

——「発達保障」の思想と実践の視点から——

森本 創 (滋賀県立近江学園)

連絡先 E-mail: morimoto-tsuguru@live.jp

1. 時期区分について

近江学園は2016年11月15日、創立70年、そして現在の石部地区へ移転してから45年を迎えた。この間、全国的には多くの知的障害児入所施設において、入所児童の重度化と年長化がすすみ、児童施設から成人施設への転換が行われた。近江学園でも一時期は、入所児童の半数以上が18歳を越えた年齢超過者であり、そのほとんどが障害の重い人たちという時期があったが、この間の取り組みにより、児童の平均在園期間の短縮と年齢超過者の進路保障を実現することができた。しかし、現在学園を利用している児童の多くが困難な家庭環境の下で育っており、正月を学園で迎える児童がおよそ三分の一にもなっている。このような現状の中、糸賀一雄(1914-1968)たちが築き上げてきた「発達保障」思想と近江学園70年の実践を振り返りながら、現在学園が抱えている課題や今後の展望について検討する必要があると考えた。なぜなら、それが創立から70年を迎える近江学園において、「発達保障」思想を正しく継承することであり、新たな歴史のスタートラインに立つことでもあるからである。

一口に「近江学園70年のあゆみ」と言っても、さまざまな紆余曲折を経ており、筆者は「発達保障」の思想と実践という視点から、大まかに4つの時期区分でその特徴について考察した。

まず第一期は1946年の学園設立から1956年に京都大学教育学部助手であった田中昌人が、近江学園研究部主任として赴任するまでである。筆者はこの時期を、学園での実践を通して糸賀の価値観が大きく転換し、その後「発達」という視点を学園の指導方針の柱として確立する前段階として「発達保障思想の萌芽期」と位置付けた。

第二期は、1968年9月に糸賀が逝去し、翌年度末で田中も退職し京都大学に移る1970年までである。筆者はこの時期を、糸賀の発達保障論に田中の発達科学的視点が加わることで、「発達保障」思想として確立していく「発達保障思想の確立期」と位置付けた。

第三期は「発達保障」思想を築き上げてきた糸賀と田中を失い、その実践を支えてきた多くの職員も1971年の石部地区への移転を契機に退職し、学園は長い混乱期を迎えるが、その後1988年に『将来構想—序章—』を発表するまでである。筆者は、学園が天津市南郷から現在

の湖南省東寺に移転した後の45年間を年表にまとめる中で、1979年養護学校の義務設置制により就学猶予・免除が原則なくなり、それまで施設が担っていた学校教育の代替機能が不要となったことが最も大きな出来事であると考えた。そして学園でも、学校教育が完全に分離されたことによって入所児童の重度化年長化に一層拍車がかかり、「成人施設化」「民営化」という岐路の中で発表されたのが『将来構想—序章—』であり、このターニングポイントまでを「発達保障思想の停滞期」と位置付けた。

そして第四期は、入所児童の重度化年長化に対してさまざまな取り組みを行いながら現在に至るまでであり、筆者はこの時期を「発達保障思想の再生期」と位置付けた。

この時期区分については近江学園に勤務して32年を迎えた筆者が、自身の実践経験と研究成果を踏まえて、「近江学園70年のあゆみ」を俯瞰的にとらえて時期区分したものであり、これが絶対的なものであるとは考えていない。しかし、第一期の時期区分を「発達保障思想の萌芽期」として位置づけ、1950年代前半に学園の重度クラスでの実践を通して糸賀の価値観が大きく転換したという根拠については、筆者が学園の資料庫にある指導関係資料を整理し、その中にある糸賀による書き込みを分析検討した結果に基づいている。詳しくは人間発達研究所紀要No.28(2015)に掲載されている「糸賀一雄の実存的発達保障論の萌芽—近江学園指導記録資料への糸賀の書き込みの分析を通して—」を参照されたい。

2. 第一期「発達保障思想の萌芽期」

1946年11月15日、大津市南郷の丘の上に、敗戦後最初に設立された児童福祉施設である近江学園が誕生した。当時の日本は戦争に

よって社会に投げ出された戦災孤児や生活困窮児が巷に溢れており、彼らの多くは生きるためにやむを得ず犯罪に手を染めていた。そして、そんな子どもたちの中には知的障害を持つ子どもも多くいた。初代園長であった糸賀は敗戦の時には滋賀県庁に勤務していたが、京都大学卒業後勤務していた京都市立第二衣笠小学校時代の先輩教師である池田太郎と、池田の紹介で出会った田村一二から戦災孤児と知的障害児のための生活施設である近江学園設立の相談を受けた。当時池田も田村も糸賀の要請を受けて教師を辞め、池田は大津市に開設された虚弱児施設「三津浜学園」、田村は児童養護施設「湘南学園」内に設立された知的障害児施設「石山学園」の主任として、それぞれ家族と共に京都から滋賀に移り住んでいた。そして、糸賀、池田、田村の3人は戦後日本の再建のために、新しい児童福祉施設設立への思いを次第に強め、1946年9月朝日新聞に近江学園設立趣意書を発表した。

「近江学園は、戦災孤児、生活困窮児、及び精神薄弱児など、経済的あるいは知能的に国家の義務教育を受けることができず、放置すればあるいは不良の徒と化して社会に負担を掛け、その健全なる発達を阻害するに至るおそれのある児童を收容し教育する目的を持つ。」

趣意書では近江学園を二部制にし、第一部を戦災孤児、生活困窮児の部門として池田が担当し、第二部を知的障害児の部門として田村が担当することにして、定員を第一部60人、第二部50人計110人と決めた。設立当初は石山学園からの児童15名と14名の職員とその家族での船出であったが、たちまち児童数は膨れ上がった。

近江学園では設立当初から子どもたちの社会的自立を目指しており、「生活」「教育」「生

産」という三つを実践上最も重要な柱と位置付けた。「生活」は戦争で体も心も傷ついた子どもたちに、暖かな布団と食事を提供することから始まった。そして職員は、全員が住み込みで24時間子どもたちと寝起きを共にする「四六時中勤務」のもと、次第に子どもたちの心の傷は癒され、おとなへの信頼を回復した。「教育」は近江学園が子どもたちの社会的自立のために、もっとも力を入れた取り組みのひとつである。1947年には教育基本法と学校教育法が施行されたにもかかわらず、学校教育法第23条「病弱等による就学義務の猶予・免除」という規定を理由に、国は長年にわたって知的障害児の就学保障に対して積極的に取り組んでこなかった。一方、学園では趣意書の中で学校教育について、「本学園は小学校長よりの委託教育のかたちをとり、大津市石山小学校に学籍を置く」と明記されていたが、すぐには教育委員会の認可が下りなかった。1949年大津市教育委員会は、ようやく石山小学校と粟津中学校の分校として、学園教育部の取り組みを学校教育として認可した。近江学園における「生産教育」は設立当初より、「教育的であってしかも営利的であるような各種の生産現場を用意して学園の自立自営をはかる」ことを目指していた。つまり「生産即教育」という考え方であり、そこで行われる生産活動は学園と社会とを結びつけるものでなくてはならないとして、農場、畜産、窯業の三つの作業現場を用意し、1948年には木工科も設けた。

1948年、学園は児童福祉法施行を受けて養護施設兼知的障害児施設として認可され滋賀県立となるが、近江学園設立の当初の目的は、あくまでも戦災孤児や知的障害児たちを受け入れ、教育や職業訓練を受けさせて、「社会の健全な発展を少しでも助けること」（糸賀、1965：p.60）であり、重度障害児はその対象と

は考えていなかった。しかし開設時より重度の知的障害児たちも受け入れてきた学園では、1947年に彼らのための「桜組」を編成した。ところが、現場責任者である池田からの進言もあり、1950年「桜組」を分離するために落穂寮を開設した。このことについて、後に糸賀はその著書『この子らを世の光に』の中で、「精神薄弱という特殊の中のもうひとつ白痴という特殊として、この子たちを差別していなかったであろうか」（糸賀、1965：p.278）と自戒を込めて述べている。そして、このような糸賀の「差別的な思想」「特殊観念」を変えたのは、落穂寮開設後に編成された新「桜組」といわれる重度障害児クラスにおける実践だった。そのことについて糸賀は、「しかしやがて私たちは、この『さくら組』とのとり組みの中で、生活指導の方針をうち立てることに成功した。そしてその辛抱づよい指導の過程のなかで、この子どもたちひとりひとりの無限に秘めている可能性に目覚めさせられてきた」（糸賀、1965：p.279）と述べている。また、糸賀は義務教育を終えた児童の職業的自立を支援するため、1952年に滋賀県立信楽寮（現信楽学園）を、また翌年1953年には女子のための職業指導施設として「あざみ寮」を、同年千葉県に農業を中心とした職業指導施設「日向弘済学園」を開設した。そしてこれらの施設では、それまでの学園での実践では見られないほど大きく成長する障害青年たちの姿があり、その成果をもとに学園の教育方針やカリキュラムの見直しが行われた。

以上のように、近江学園では常に仮説を立てた理論を実践によって検証するとともに、実践を通して明らかとなった成果や課題を児童編成や指導体制にフィードバックすることを繰り返してきた。そして、創設当初より園長であり、直接現場実践に触れることの少なかった糸賀

は、毎月クラスごとの日誌（指導記録類）を提出させ、それに目を通し丹念に助言や意見を書き込むことで、常に自らの考えを実践によって検証していた。糸賀の著書に登場するまるでその場にいたかのような具体的なエピソードの数々は、このような過程の中から生まれたものであり、学園の資料庫には今もなお、糸賀と職員との生々しいやり取りが数多く残されている。後に糸賀が「精神薄弱児を『世の光』としたいという念願は、近江学園が建設されて数年のあいだに、私たちの心のなかに、ひとつの灯のようにかかげられた理想であった」（糸賀、1983：p.142）と述べているように、筆者は学園の日誌への糸賀の書き込みの検討から、1950年代前半に糸賀自身の価値観の大きな転換があったことを示した（前出）。

3. 第二期「発達保障思想の確立期」

（1）医学的研究から心理学的発達研究へ

京都大学文学部で宗教哲学を学んだ糸賀に対して、1956年に研究部主任として赴任した田中は京都大学教育学部で心理学を専攻していた。それまでの学園での研究は、1948年に赴任した岡崎英彦が園医と研究部長を兼務していたため、夜尿や皮膚病などの医学的研究が主であった。それは、医学雑誌に新たな研究論文が掲載されると、少しでも学園の子どもたちの生活改善や成長に役立つためにとそれらを学園で試みるが、いずれも顕著な成果は生み出せなかった。さらに1952年からは桜沢如一の指導の下、学園全体の食生活の改善を試みたが、結局他の職員や子どもたちからの理解と協力が得られず、途中で断念せざるを得ない結果となった。このように糸賀たちは精力的にいくつかの研究を試みるも、結局は当時の医学や科学による障害原因の解明や治療法の開発についての限

界性を感じ、次第に田中を中心とした心理学的発達研究にその実践的研究の中心が移っていった。糸賀の実践に対する姿勢について、教育史研究者である清水は、学園の資料庫にある記録を丹念に調べた上で、次のように評価している。

「障害の重い子どもたちの教育実践とその成果に対する触れ方・摂取の仕方がけっして受動的、あるいは結果主義的ではないことである。すなわち、近江学園の職員集団の一人として、『白痴・重症痴愚』児の教育にとりくむ仲間たちの労苦と、その喜び・悲しみに深い敬意と共感を寄せつつ、同時に、園長として、それら試行錯誤の多い実践に、たえず助言を与え、自らその総括に積極的にとりくみ、次の実践への方向づけを提起しているのである。」（清水、1981：p.206）

教員身分の田中は学園内に住んでいたが、比較的自由度の高い勤務形態を保障され、大学などとも連携しながら、医学・心理学・教育学の面からの基礎研究をすすめていた。特に障害児の診断方法の開発研究は、1958年から大津市の乳幼児健診に参加することで、障害の「早期発見・早期療育」を目的とした新たな健診システムの実施につながり、これが後に「大津方式」と呼ばれ現在全国で行われている乳幼児健診制度の先駆けとなった。このように、近江学園研究室を中心とした発達研究の成果として、障害の発生原因や治療法は明確にならずとも、障害児の発達を支えるために必要な具体的手だてやシステムについては、実践の中で次第に明らかとなりつつあった。そして、それまでの研究成果を踏まえて、1961年からは学園として、心理学的な状態把握の方法として、他者との比較によって能力を判定する知能指数の使用をやめ、一人ひとりの状態に着目した精神年齢という概念を取り入れることにした。また、発達段

階や発達課題を重視した実践をすすめるための職員集団をつくろうと、それまでのクラス担任制から集団指導体制への試行が始まった。「発達保障」という言葉はこのような議論の中で、1960年に田中が自主的勉強会である土曜会の場で初めて使用したものであり、丁度それはヨーロッパへの長期視察から帰国した糸賀の目指す方向とも一致しており、その後糸賀も使用するようになった。

1963年『年報』第10号で糸賀が初めて公に「子どもの発達の権利を保障する」ことを表明した。この年に、西日本で最初の重症心身障害児施設「びわこ学園」が開設され、近江学園の園医であった岡崎が初代園長に就任した。この「びわこ学園」はまさに、一般的に発達とは無縁と考えられていた重症心身障害児の発達の権利を保障するための施設であり、1950年に落穂寮を開設した時の糸賀自身の「差別的な思想」や「特殊観念」を完全に克服した理念による施設と言うことができる。糸賀はこの時、近江学園を出発点として、さまざまな施設を作り出してきた自身の取り組みを振り返って次のように述べている。

「近江学園やその他もろもろの施設や、そしていまやこのびわこ学園も、社会でもてあまされた問題の子どもたちの終着駅であったり、廃品更生場であったりするのではなく、むしろ始発駅であり、健全な社会そのものいとなみである。すべての人間生命の発達を保障するという考え方が、真に日本の社会計画のなかみを形成するようになるための、ささやかではあるがもっとも具体的な試みであり、訴えである。」(糸賀, 1965: p.298)

糸賀の「発達保障」思想の特徴について、その発展を支えてきた田中は、自らが中心となってすすめてきた科学的発達保障論に対して、次のように述べている。

「糸賀一雄先生の発達保障論を実存的発達保障論ということができるかもしれない。それは単に抽象的なものではなく、社会的存在である個々の現実の奥深く実存の核を認識されてから、再び現実を解決するところでさらに広く人びとと手を結ぼうとされた。そこでは、『互いの心が内に燃える』のであった。」(田中, 1996: p.91)

学園は1961年に少なくなった残りの養護児童を児童養護施設に移し、完全に知的障害児のみの施設となった。また、少しずつではあるが全国的に特別支援学校や特別支援学級の整備もすすんでいたが、重度障害児の多くはまだまだ地域の学校では受け入れてもらえなかった。したがって、このような重度障害児が学園内分校での学校教育を受けるために多く入園したため、1965年には重度障害児の割合が50%を超えると共に、義務教育修了後も退園できずに残る児童の割合が60%を超えるなど、児童の重度化・年長化が確実にすすんでいた。さらに、この年より宿直勤務制が導入され、学園創設からの三条件の一つである「四六時中勤務」の体制が崩れ始めるなど、時代の変化と共にそのあり方や職員の考え方も大きな転換期を迎えていた。

(2) 近江学園における「発達保障」論の特徴と課題

以上のように田中が学園に赴任したことで、糸賀の発達保障の考えは大きく発展し、個人と社会との関係性において発達をとらえるようになる。しかし、森は近江学園創立50周年記念誌への投稿論文の中で、当時の近江学園における教育実践について、全体としては高く評価しつつも、「教科指導を生活指導、職業指導に従属したものとして経験主義的にとらえ、教科論そのものを深化させる課題を意識しなかった」

と述べ、さらに「生活指導・職業指導の系が学園の実践の中心にすえられる中で、科学の教授それ自体の論理にもとづいた教科の意義は、そもそも追求されなかった」（森、1996：p.151）と指摘している。また、人間の発達における社会的適応（社会化）と自己実現（個性化）との関係においては、糸賀が重要視した「意欲的・主体的な態度」を教育実践における重要な視点としながらも、「しかし、これをもって社会的適応と自己実現が統一されるとみるのは早計である」（森、1996：p.152）とも述べている。現在学校教育とは完全に切り離された福祉施設である近江学園では、そもそも教科指導は担っていないが、障害児教育における教科教育のあり方については、今もなお永遠の課題である。つまり障害児教育では、障害児一人ひとりの発達段階や特性に応じて、科学の教授としての教科指導をどのように組み立て、主体的に獲得させていくかという課題を常に抱えており、糸賀たちが当時の時代的制約の中で、生活指導や職業指導だけではなく、さまざまな文化的・芸術的活動を通して全面的な人格形成を目指した教育実践は、今日でも学ぶところが多い。また、社会的適応（社会化）と自己実現（個性化）との関係については、確かに福祉施設で行われている生活指導や職業指導が個人の自己実現とどう結びついているのかを常に検証する必要がある。近江学園ではこれまでの実践を通じた検討の中で、一般的に福祉施設で行われている職業指導のことを「生産教育」と呼んでいる。これは、単に社会的適応を目指すための訓練ではなく、障害の重い児童も含めて、もの作りを通して人格形成を目指すという教育目的が明確にあるからであり、創立70周年を契機にその意義について再確認しようとしている。なぜなら、その視点が欠落し、地域移行や就労実績のみを重視すれば、糸賀が最も警戒した社会適応主義

に陥ってしまうからである。したがって、今後は発達の視点から生産教育の意義を再確認する必要がある。現在国際的にも注目をされてきている、障害児・者による芸術作品であるアール・ブリュット（生の芸術）は、もともと近江学園の窯業科をはじめとした「生産教育」の取り組みから生まれたものであり、学園やそこから枝分かれした施設では、早くからその芸術的価値が高く評価されていたため、それぞれ独自のかたちで発展したが、これもまた学園の「生産教育」が生産性や効率のみを追求してこなかった結果といえることができる。

4. 第三期「発達保障思想の停滞期」

1968年9月糸賀は講演中に倒れ、翌日54歳の若さで亡くなった。折しもその年の2月には、学園の移転問題が新聞紙上で発表され、4月にはびわこ学園を舞台にしたドキュメンタリー映画『夜明け前の子どもたち』が完成したばかりで、まだまだ多くの課題が残されていた。学園は糸賀という強力なリーダーを突然失い、さらには1970年3月「発達保障」の理論的支柱であった田中も退職したことを契機に、それまで行われていた教員の児童指導員との兼務辞令が解除されるなど、多くの面でその運営の変更を余儀なくされた。また、翌年の石部への移転を前に、これまで学園が築き上げてきた「発達保障」思想を実践面で支えてきた多くの職員が退職したため、近江学園は長い混乱期を迎える。1971年9月近江学園はついに大津市南郷の地を離れ、甲賀郡石部町（現湖南市）にやってきた。あざみ寮・落穂寮・一麦寮はすでに移転を終えていた。一方、糸賀が新たな福祉コミュニティづくりを目指して、関連施設すべての石部地区への移転を打診した時に、糸賀の考えに賛同し積極的に受け入れ準備をすすめて

いた当時の町長はすでに代わってしまっていたことも大きな誤算であった。その年には県職員組合の中に新たに別の組合がつくられ、学園内部にも職員間の対立が持ち込まれるなど、しばらく混乱状態が続いた。

それでも、学園職員と中学校の分校教員は午後からは全員が作業班に所属し、中学生以上の児童と共に、まだまだ未整備だった新天地の環境作業に協力して取り組んだ。そして、移転後の混乱もようやく落ち着き始めた1976年、3年後の養護学校義務設置制を前に、学園内に県立石部養護学校が開校され、学校長をはじめ教職員は一気に27名に増えた。この時には、分校ではなく完全に独立した県立学校が学園内に建てられることに対し、「軒を貸して母屋を取られる」のではとの危惧を示す職員もいたものの、結局はこれまで築き上げてきた福祉と教育との連携をさらに発展させるということになった。そして、敗戦から34年が経過した1979年、ようやく実現した障害児の完全就学保障と共に石部養護学校は学園外に移転し、施設の子どもたちと共に地域からの通学生も通う現在の三雲養護学校としてスタートすることになり、施設と学校との新しい関係が始まった。この時、近江学園と滋賀県教育委員会との間で、新設三雲養護学校に関する協議が行われ、高等部は設置しないとしていた教育委員会に対して、学園からは5年制の高等部設置を要望していたことは注目すべきことである。この間学園の重度化年長化はさらに進行し、1981年入所児童の重度化率は85%を超え、1982年義務教育修了児童は70%を超えた。そのため、それまでの性別と生活年齢を軸とした生活班、各自の適性を重視しつつ義務教育終了後のさまざまな障害程度の児童が混在する生産班に加えて、1981年より各自の発達課題に応じた取り組みを行う課題別学習を園内で開始した。また、創設以来

行われてきた生産班による物づくりの取り組みも根本的にその内容を再検討する中で、生産活動の前段階である重度障害児を対象として、歩行やりハビリなどの取り組みを中心とする基礎作業科を1982年より開設した。そして、その後この基礎教育科の利用対象者は次第に増加していった。

この第三期では、それまで糸賀に集中していた学園や関係施設の人事や運営などの機能が分散し、組織的にも学校教育が施設から完全に独立分離する。また、県立・県営の近江学園とそれぞれの社会福祉法人が運営する学園から枝分かれした施設との距離が次第に広がっていく。それでもこの頃までは、「四六時中勤務」の下で同じ釜の飯を食べた職員たちが各施設のリーダーとして健在しており、創立当時の「運命共同体」としての名残が確かにあったように思う。しかし、他の民間施設と違って県の人事課が人事権をもつ近江学園では、職員の採用や異動においても学園の意見は十分反映されず、それまで築き上げてきた「発達保障」の考え方は次第に薄らいでいく。そのため、「発達保障」の考え方を大切にしつつ実践を積み上げようとする職員がいる一方で、自分なりの経験主義的手法に固執する職員もいるなど、糸賀という強力なリーダーを失った学園は、必ずしも施設全体として同じ方向を目指すものではなかった。したがって「発達保障」の思想や実践については、近江学園よりもむしろそこから枝分かれし、学園の園医であった岡崎が園長を務めていたびわこ学園や、田中が学園を退職し大学に移った後も継続的に訪れていたあざみ寮もみじ寮で引き継がれていた。

5. 第四期「発達保障思想の再生期」

20歳以上の入所者が50%を超えた1987

年、学園全体で将来構想に向けた議論が行われた。全国的にはほとんどの知的障害児入所施設で重度化・年長化がすすみ、その多くが児童施設から成人施設への転換を行う中、「学園にも成人施設を併設する」という意見もあった。滋賀県ではその頃すでに、人口10～20万人単位の福祉圏域を設定して、施設や作業所などの福祉資源の整備をすすめていくという、いわゆる「福祉圏構想」の方針が決定され、新しい成人施設もいくつか開設されていた。しかし、それらはすべて社会福祉法人の運営であり、県立の近江学園と比べると圧倒的に職員が少なかった。したがって、多くの保護者は「近江学園が県立の成人施設を併設すれば、子どもも親も安心だ」と考えていた。しかし、学園が出した結論は、今後も児童施設のみでいくということであった。なぜなら、県はこれ以上県立の福祉施設を増やす予定がなかったからであり、また学園としても、近江学園に成人施設を併設すれば、保護者の多くがそちらを希望するため、ノーマライゼーションの方向とは逆行すると考えたからである。そして、1988年に発表した『近江学園将来構想一序章』では、入所児童の進路開拓やアフターケアに力を入れると共に、在宅障害児の療育相談を担う相談室を設置し、体験入園や短期入所などの在宅支援事業を積極的に行うことを決定し、学園の新たな改革が始まった。

当時学園では、児童福祉法が対象とする年齢を越した年齢超過者の解消が大きな課題であった。したがって、18歳での進路決定に学園が全面的に責任を持つため、義務教育終了後は学園の作業班に所属することを強く勧めていたこともあり、1994年の生産班の所属児童は89%にもなっていた。その頃全国の特別支援学校では高等部の設置がすすみ、高等部全員入学の運動が活発に行われていた時期であり、他県の知

的障害児入所施設では入所児童のほとんどが高等部へ進学するようになっていた。しかし滋賀県では、中学校の特別支援学級や特別支援学校中学部を卒業後、県立近江学園や県立信楽学園などの児童施設の他、成人施設である県立しゃくなげ園でも就労訓練を受けることができた。そして、三施設とも比較的高い就労実績を上げていたため、これらの施設への入所を希望する生徒や保護者も多く、民間施設からは「県立施設では軽度障害児を取り合っている」との批判もあった。その後、滋賀県でも高等部への進学傾向が次第に強まり、また学園内部からもそれを認めるべきだという声もあり、現在のように本人や保護者の意思をできる限り尊重するようになった。結果的にはそのことによって、施設から高等部への通学という選択肢のない信楽学園やしゃくなげ園との違いが明確になり、また重度障害児も積極的に受け入れたことで、学園への入園希望者が増加した。今では、入園児童の多くが義務教育終了後高等部への進学を希望しており、18歳で一般就労を目指す中軽度障害児童を中心に生産班は運営されている。したがって、ここ数年は生産班の所属児童の割合は10数%で推移し、原則3年間同じ作業科で一般就労やA型事業所への就労を目指しており、ほぼ希望に沿った進路先を保障できている。確かに生活班での生活指導と生産班での就労指導を一体的に行うことで、子どもたちの変化は短期間で現れるが、今後18歳以後の教育権の保障や自立訓練事業などの選択肢が増えた場合、学園が長年大切にしてきた生産教育のあり方についても、発展的に見直す必要がある。

近江学園では1996年の創立50年を機に、毎年実践報告集を発行し、職員の資質向上に努めてきた。しかし、1998年入園間もない強度行動障害のある自閉症児童が、園内で死亡するという事故が発生した。その反省から職員の専門

性の向上、特に自閉症に対する専門的知識や支援技術を高めるため、第5回糸賀一雄記念賞受賞者で児童精神科医の佐々木正美氏を毎年招いてスーパーバイズを受けたり、滋賀県発達障害者支援センターとの連携を行ったりしてきた。また、2003年には研究室を復活させ、学園の大きな課題である発達障害児と被虐待児童への支援についての研究と研修に力を入れてきた。特に最近では、知的障害は軽度だが発達障害について周囲に理解されず、学校でいじめを受けたり親から虐待を受けたりして入園してくる児童が増加している。2006年にはそれまでの進路担当係を自立支援室として発展させ、県内の福祉圏域すべての自立支援協議会に職員を派遣し、関係機関との連携を積極的に行う中で、支援が必要な在宅障害児の情報を把握し、早期に必要な支援を提供できるようにしている。また、自立支援室では地域との連携を生かして、児童一人ひとりに合った進路先を開拓すると共に、卒園後の継続的支援も行っている。その結果、ここ数年ほとんどの児童は18歳の年度末までには進路保障ができていたが、中には県内の成人入所施設を希望しながらも、やむを得ず県外施設を利用せざるを得ないこともあり、重度障害児の地域生活の場づくりは滋賀県にとって喫緊の課題である。

この第四期では、入所児童の年長化と重度化に対しての具体的な取り組みが功を奏し、学園が障害児の入所施設としての本来の役割を担い得る体制がようやく整ってきたと言える。つまり、在宅障害児の支援を行う地域支援室、職員の資質向上のための研修研究を行う研究室、入所児童の進路保障とアフターケアを行う自立支援室という体制が整備され、入所児童の直接的支援の充実と併せて、総合的に児童の発達支援を行うことができるのである。この間学園全体として、児童一人ひとりの障害特性や発達課題

に応じた支援を迫り続けてきたが、かつてのように「発達保障」思想が学園運営の理念的支柱となっているとまではいえない。しかし、若手職員を中心として研究意欲は確実に高まってきており、子どもたち一人ひとりの発達を大切にす実践と、それを理論化する取り組みを積み重ねることで、今後「発達保障」思想をさらに発展させることが重要である。

おわりに

以上、「近江学園70年のあゆみ」について「発達保障」という視点で述べてきたが、筆者が近江学園に赴任したのは1985年4月、つまり『将来構想—序章—』を発表する3年前であり、学園が創立40周年を迎える前年である。その頃の学園では、「発達保障」という言葉が使われることはほとんどなかったし、むしろ使用を躊躇するような雰囲気さえ感じられた。しかし、児童一人ひとりを大切に考え、彼らの持つ可能性を最大限に伸ばしたいという職員たちの強い思いは感じていたし、それが時には激しくぶつかり合うこともあった。一方、創立70周年の取り組みの中で、対外的な文章において「発達保障」という言葉が使われているものの、その中身について十分議論されることはなく、表面的な意見の対立もないままであり、筆者はこのことに物足りなさを感じている。なぜなら、対立のないところに新しいものは生まれないと考えるからであり、このことが今の近江学園が抱えている課題である。

一方で、学園が昨年度から特に力を入れて、研究・研修に取り組んでいるのは「生と性の教育」である。これまでは、性の被害者にも加害者にもならないことを目的に「性教育」に取り組んできたが、実際には様々な問題も起こっており、「近江学園70年のあゆみ」を振り返って

も、この部分の実践が弱かったように思う。発達障害が理解されずに多くの失敗体験を積み重ねてきた子どもや被虐待の子どもは、自己肯定感が低く自分も他者も愛することができない。また、昔と違って定期的な週休が保障され、ほとんどが学園外から通勤している職員たちは、自分と全く異なる境遇の下で育ってきた子どもたちのことをどのように理解し、彼らに心から共感することができるのだろうか。筆者は、そんな子どもたちと職員とのギャップを埋めるのが、「生と性の教育」ではないかと考える。なぜなら、「生と性の教育」に取り組むことを通して、互いに一人の人間として自身の生き方を見つめ直し、やがて自分も人も愛することの素晴らしさを感じることができれば、新たな共感関係が生まれるからである。それはまさに、子どもたちと寝食を共にする「四六時中勤務」を通して、職員自身に子どもたちへの共感性が芽生え、次第に子どもたちもその心の傷を癒されていったあの頃のように、「生と性の教育」の取り組みを通して、子どもも職員も互いに成長することを期待したい。

高谷は糸賀が「この子らを世の光に」と訴え、目指した世界について次のように述べている。

「人間の存在の最高の段階である『人格』の段階、『他者実現』の世界は、人間が求めた未知の段階、それは人と神が触れあう、共有する地平であろう。その世界は、自己と他者の共同、生の共存という人格の世界である。『他者実現』が同時に『自己実現』になる世界である。」(高谷、2005：p.284)

つまり、一見相反すると思われる「自己実現」と「他者実現」が全く同じになるという人類史上だれも経験をしたことのない世界の片鱗を、糸賀は重症心身障害児とその子をめぐり世界にみた高谷はいう。糸賀が夢見たその世界

は、戦争はもちろんのこと、この世からあらゆる争いや差別がなくなる世界であり、国連「障害者権利条約」が目標としているインクルーシブな共生社会と同じ道筋のさらに彼方に存在するのかもしれない。糸賀が亡くなり48年が経ち、2013年12月我が国はようやく「障害者権利条約」の批准を決定したが、この間人々の意識や社会の変革はどれだけすすんだのだろうか。そして、「発達保障」思想が目指す社会とはどのようなものであり、私たちはそれに向かって今何をしなければならぬのか、学園や社会生活における日々の実践の中で、糸賀が最後の講義で対人援助職の魅力であると訴えた「自己との対決」をこれからも大切にしたいと思う。

(もりもと つぐる)

引用および参考文献

- 池田太郎（1951）「落穂の子供たち」『ガウス曲線の両端』黎明書房 pp.29-86
- 糸賀一雄（1965）『この子らを世の光に』柏樹社
- 糸賀一雄（1968）『福祉の思想』NHK ブックス
- 糸賀一雄（1982a）『糸賀一雄著作集Ⅰ』糸賀一雄著作集刊行会編日本放送出版協会
- 糸賀一雄（1982b）『糸賀一雄著作集Ⅱ』糸賀一雄著作集刊行会編日本放送出版協会
- 糸賀一雄（1983）『糸賀一雄著作集Ⅲ』糸賀一雄著作集刊行会編日本放送出版協会
- 清水寛（1981）『発達保障思想の形成—障害児教育の史的研究—』青木書店
- 高谷清（2005）『異質の光—糸賀一雄の魂と思想—』大月書店
- 田中昌人（1996）「発達保障論の経緯と国際的動向」近江学園創立50周年記念誌『消シテハナラヌ世ノ光』滋賀県立近江学園 pp.88-112
- 森博俊（1996）「精神薄弱教育における子ども把握の視点—糸賀一雄の場合に即して—」前掲書『消シテハナラヌ世ノ光』 pp.144-152
- 森本創（2015）「糸賀一雄の実存的発達保障論の萌芽—近江学園指導記録資料への糸賀の書き込みの分析を通して—」『人間発達研究所紀要』第28号 pp.55-73

近江学園 70 年のあゆみ年表

	年	主な出来事	児童編成・指導体制
第一期 発達保障思想の萌芽期	1946年	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>近江学園設立の趣意書</u>」を朝日新聞に発表（9月） ・<u>生活保護法による救護施設として近江学園開園</u>（11月） 第一部—<u>戦災孤児・生活困窮児</u>（定員 60 名） 第二部—<u>知的障害児</u>（定員 50 名） 職員三条件「<u>四六時中勤務，耐乏生活，不断の研究</u>」，<u>どんぐり金庫</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・石山学園より男子 15 名を受け入れスタート，その後年度末には第一部 21 名，第二部 19 名に増加 ・<u>生産部—農業，畜産，窯業の三科を設置</u>
	1947年	<ul style="list-style-type: none"> ・後援組織「<u>近江学園椎の木会</u>」結成（7月） ・園児が 80 名（知的障害児 31 名，養護児 49 名）となる ・「<u>学習，作業，生活</u>」指導の他児童劇，運動，遊びに力を入れる ・年長児のための一麦荘を設置，職業指導を試みる ・職員の子弟を学園内の分教場に転校させる（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一部—<u>桃組</u>（小学 1. 2 年），<u>藤組</u>（小学 3. 4 年），<u>胡桃組</u>（小学 5. 6 年） ・第二部—<u>桜組</u>（白痴），<u>銀杏組</u>（魯鈍痴愚児） ・第三部—<u>養護・精神薄弱ミックス</u>
	1948年	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童福祉法の施行に伴い，養護施設兼知的障害児施設として認可され，滋賀県立となる</u>（4月） 園児が 125 名（知的障害児 43 名，養護児 82 名）となる ・<u>医局棟を設置し，岡崎英彦を園医として迎える</u>（6月） ・GHQ による調査を受ける（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一部に中 A（中学 1. 2 年）中 B（中学 3 年）を追加 ・第二部に<u>まつ組</u>と<u>中学組</u>を追加 ・生産部に<u>木工科</u>を追加
	1949年	<ul style="list-style-type: none"> ・再度 GHQ による調査を受けるが，調査は終了する（2月） ・<u>演劇部を新設し，他校との交流やコンクールに出場</u> ・<u>学校教育法に基づく小中学校の分校が設置される</u>（4月） ・<u>どんぐり金庫を解散し，全職員による「近江学園大木会」を結成し，給料の一部を拠出</u> ・<u>窯業科を養護児と知的障害児の提携の場として重視</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学部を合併し教育部に，生産部を職業指導部に改める ・<u>内部組織を教育部，職業指導部，医務部，事務部，炊事部，研究部の六部制とする</u>
	1950年	<ul style="list-style-type: none"> ・定員が 150 名（知的障害児 100 名，養護児 50 名）となる（4月） ・「<u>近江学園椎の木会</u>」を社団法人「<u>椎の木会</u>」とし，<u>重度障害児のために終身保護を目的とした「落穂寮」を開設し「さくら組」園児 14 名と職員 2 名が転出</u>（5月） ・<u>養護児からの提案で知的障害児との合同修学旅行が実現</u> ・<u>就職児のアフターケア体制を強化</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部第三部を義務教育終了児童とし，職業指導部に縫工科を追加 ・<u>職業指導部に家庭科を追加</u> ・第一部に<u>白樺</u>（中学 2. 3 年），第二部に<u>すみれ</u>（中学女子）を追加
	1951年	<ul style="list-style-type: none"> ・園児による学園自治会を結成（4月） ・<u>アフターケア委員会発足</u>（12月） ・<u>年度末には知的障害児と養護児との児童数が逆転</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部と職業指導部を廃止し，初等教育部（小学生以下）と産業教育部（中学生以上）に再編，「<u>生活，学習，職業</u>」の総合的カリキュラムを作成
	1952年	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>桜沢の指導で学園全体の食生活の改革に取り組む</u>（2月） ・<u>教育的職業的コロニーとして滋賀県立信楽寮を開設，池田太郎が寮長として赴任</u>（4月） ・<u>社団法人「椎の木会」が社会福祉法人に，「近江学園大木会」を外郭組織として位置づける</u> ・<u>産業教育部で知的障害児と養護児との合同学習に取り組む</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育部が生活 10 組体制に，産業教育部が生活 4 組，生産科 5 科（<u>農畜産科，木工科，窯業科，縫工科，家庭科</u>）体制となる ・<u>新「さくら組」を編成</u>
	1953年	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>知的障害女子のための職業指導施設として「あざみ寮」（私塾）を大津市に開設，糸賀房が寮長として赴任</u>（7月） ・<u>知的障害男子のための職業指導施設として「日向弘済学園」を千葉県に開設，園児 12 名と職員 1 名が転出</u>（7月） ・<u>重度のてんかんとノイローゼ児童のための長期療養を医局で開始，のちに「杉の子組」に発展</u>（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育部が生活 8 組（知的障害児・養護児各 4 組）体制に，産業教育部が生活 1 組（知的・養護ミックス），生産科 5 科体制となる

	<p>1954年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信楽寮, あざみ寮, 日向弘済学園に移行した青年期の知的障害児の成長から, 学園の教育方針やカリキュラムを再検討 (1月) ・近江学園教育計画を作成 (4月) ・重度知的障害児「さくら組」8日間をかけて琵琶湖一周 (9月) <p>1955年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な社会性をめざすカリキュラムにもとづく実践の第一年次総括 (3月) ・教育部に学習教育, 作業教育, 生活教育, 班活動を設置 (7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年長児を中心に新しいクラスと生産教育各科を再編, 生産科を11科とし養護児と知的障害児の協同に取り組む ・重度重複障害児のための「杉の子組」発足 (4月) ・初等教育部, 産業教育部を廃し新たに教育部を設ける (7月)
第一期 発達保障思想の確立期	<p>1956年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都大学教育学部助手の田中昌人が研究部主任として赴任 (4月), これにより研究部を中心として, 医学的研究に加えて心理学的研究に積極的に取り組むようになる ・年少児の増加に伴い, 教育部を教育部と生産部に分け, 小学生と重度児のための第一教育部とその他の児童を対象とした第二教育部を置く (4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二教育部に重度知的障害児のための桃組と中重度知的障害児のためのきく組を編成し, 第一教育部9組, 第二教育部11組, 生産部4科 (農業科, 畜産科, 木工科, 窯業科) とする
	<p>1957年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児に対する新しい診断方法の開発と薬剤効果の研究を開始 (4月) ・三国ブロック工業へ集団就職, 園児11名と職員2名送る (7月) *生活指導, 賃金保障, 重度児の雇用を要求するが翌年中止 ・重度児に対する生活指導による発達の研究に着手 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一, 第二教育部を廃し, 教育部に第一班 (小学年齢児) 第二班 (中学男子) 第三班 (中学女子) をおく (4月) ・年少重度児のためのもみじ組を編成 (12月) ・生産部の農業科と畜産科を農畜産科に統一し機械科と家庭科を新設
	<p>1958年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度重複障害児の杉の子組を杉組とし, 教育部第三班に移す ・年長重度重複障害児の絵組を編成し医療と教育の結合を試行 ・養護児のための通学班を編成し, 職員の子弟と共に学園外の学校へ通う (4月) ・大津市の乳幼児健診に参加し, 障害児の早期発見と療育研究を開始 (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の第三班を中学以上の男子とし, 第四班を新設中学以上の女子の班とする (4月) ・集団就職者を中心にブロック科を新設 (5月)
	<p>1959年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大木会理事会で重度重複障害児のための滋賀育成園 (仮称) 建設を決定 ・週休一日制導入 (4月) ・田中昌人を中心に精神作業過程測定装置を製作し, 各種薬剤効果と発達の質的転換期の研究を開始 (7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯科を新設し洗濯を機械化 (2月) ・近江学園児童170名, 大木会所属児童43名, 計213名を16学級7職業指導科で編成 (7月)
	<p>1960年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員による3年間の班制度実践の総括をもとに新たな指導体制を検討 (3月) ・母子像「世の光」完成 (9月) 色紙「精薄児をして世の光たらしめよ」 ・糸賀ヨーロッパ視察 (11月～翌年2月) ・指導体制検討のための自主的集まり「土曜会」発足, 「発達保障」の観点に立った指導体制について検討 (12月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部を第一班 (小学生重度) 第二班 (小学生中軽度) 第三班 (中学生男子) 第四班 (中学生女子) 一麦班 (中学生以上) とする (4月) ・2学期より教育部一・二班を合併し一班に, 三・四班を合併し二班にする
<p>1961年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『年報第9号』で田中が初めて「発達保障」という言葉を使用 ・一麦荘と校舎を火災で焼失 (1月) ・糸賀がヨーロッパより帰国, 土曜会に参加 (2月) ・養護児を養護施設に移行し, 学園は知的障害児施設となる ・知能指数という見方を廃止, 暫定的に精神年齢による見方採用 ・一麦荘を「一麦寮」とし, 年長男子の児童施設として独立, 田村が寮長として赴任 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部体制を精神発達年齢により, 三部体制に改め, 生産部を第三教育部に合併し, 発達の共通課題をもつ教育組織を編成 ・集団指導体制の試行始まる (4月) ・新たに文化部を新設 (4月) 	

第二期 発達保障思想の確立期	1962年	<ul style="list-style-type: none"> 各教育部では研究部との協力により、発達段階や発達課題を踏まえた実践がすすむ 	<ul style="list-style-type: none"> 生産部では、生産への前段階的指導を目的とした取り組みが実践される
	1963年	<ul style="list-style-type: none"> レリーフ「友愛」完成（1月） 『年報第10号』で糸賀が初めて公に「子どもの発達の権利を保障する」という言葉を使用 入所児童の重度化、年長化がすすむ 研究部で可逆操作の概念を導入するとともに、生活年齢の教育的意義を検討 西日本で最初の重症心身障害児施設「びわこ学園」開設、園医岡崎が園長として赴任（4月）、滋賀県職員組合近江学園班発足（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> 生産教育の広がりを目的に、生産部を第三教育部から独立させる すぎ組の発展形態を追求するためにまつ組を編成、重度児の指導課題追求のためにまき組を編成
	1964年	<ul style="list-style-type: none"> 実践記録の整理、製本、児童票、アフターケアのまとめに着手 大津市社会福祉協議会の委託により大木会が研究室に乳幼児発達相談室を開設（4月）、NHK テレビ『3歳児』の企画に参加 勤務体制研究会発足、生活指導プログラム委員会発足（10月） 	
	1965年	<ul style="list-style-type: none"> 園児の重度化、年長化がすすむ（重度児50%中卒児60%）これらに対応した指導体制の必要性が提起 児童各自に質の異なる複数の教育的集団を保障するための児童編成に着手（4月）、滋賀県教職員組合近江学園分会発足（5月） 糸賀「この子らを世の光に」出版（11月） 発達保障研究会発足、宿直勤務制を実施（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 園内組織を第一教育部、第二教育部、第三教育部、生産部、医務部、研究部、文化部、庶務部、大木会とし創立の三精神の主体的発展を期す
	1966年	<ul style="list-style-type: none"> 「第二びわこ学園」開設（2月） 財団法人大木会による心身障害者福祉問題総合研究所を開設、糸賀が所長になる、日本社会事業組合近江学園分会発足（6月） 養護施設を廃し、知的障害児施設（定員150名）となる（4月） 近江学園職員組合協議会発足（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 発達保障のための指導体制を追求し、児童各自の発達に即した複数の教育集団を保障する新指導体制（集団指導体制）を本格的に実施（4月）
	1967年	<ul style="list-style-type: none"> 勤務体制研究会発足、勤務の実態調査を実施（3月） 教育部新体制を発足 精神年齢を廃止し可逆操作を用いる（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> 園内組織を第一教育部、第二教育部、第三教育部、第四教育部（各5グループ）、生産部（12グループ）、医務部、研究部、文化部、庶務部とする
	1968年	<ul style="list-style-type: none"> 糸賀「福祉の思想」出版 学園の移転問題を県が新聞紙上で発表（2月） 関係社会福祉法人の再編を実施 映画「夜明け前の子どもたち」完成（4月） 糸賀一雄講演中に倒れ、翌日死去（9月18日） 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の第一～四教育部を、教育部第一～四班とする 全職員が二領域専門性をもつことを提案（4月）
	1969年	<ul style="list-style-type: none"> 二領域専門指導体制の確立 発達段階と生活年齢を軸とした班編成を実施 あざみ寮が石部に移転し、もみじ寮を開設 	<ul style="list-style-type: none"> 生活班は生活年齢をもとに集団編成、午前学習班は発達課題に応じた集団編成、午後生産班は適性に応じたミックス編成とした ・幼児4名
	1970年	<ul style="list-style-type: none"> 田中昌人退職（3月） 落穂寮、一麦寮が石部に移転 移転問題が具体化し、教員の児童指導員との兼務発令が解除となる中、教職員17名が転退職 	<ul style="list-style-type: none"> 指導体制検討（一専門二領域） 洗濯科廃止 ・幼児8名 自閉症幼児年少児の入園増加に伴い学園内に自閉症研究会発足

1971年	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県職員組合分裂（1月） ・移転に向けて指導体制，集団の質の問題，幼児・自閉症児の指導について検討 ・近江学園南郷から石部へ移転（9月） ・石部小学校・甲西中学校東寺分校が学園内に設置 ・定員改正により，知的障害児130名になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児が14名になり，自閉症幼児の入園急増に対応するため幼児保育室発足 ・年齢を中心に生活班（4班）を編成，生産班は6科（農畜産科，木工科，窯業科，レンガ科，家庭科，結び織科）2グループ（幼児，重度）で編成
1972年	<ul style="list-style-type: none"> ・重度重複障害幼児の増加に伴う指導体制検討 ・指導棟，公舎，家族舎完成 ・地元の石部まつり初参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭科と結び織科を統一し5科2グループ体制となる ・養護性に欠ける幼児の入園ストップ
1973年	<ul style="list-style-type: none"> ・保母棟増築 ・医局にはじめて保健婦，看護婦の複数配置 ・織物棟竣工 	<ul style="list-style-type: none"> ・学籍児午前は分校での学習，午後は生産班で取り組みと，二領域での実践を試行
1974年	<ul style="list-style-type: none"> ・一麦寮が成人施設に移行（4月） ・木工棟完成 ・京大での脳波測定の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産教育を中学年齢児と義務教育終了児で実施，年少（小学部）児童は学校で一日指導することになる
1976年	<ul style="list-style-type: none"> ・学園内に<u>県立石部養護学校設立（4月）</u> ・年長対策の検討はじまる 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度児を分散するため，生活一班，二班等大幅な園生異動と再編成を実施
1977年	<ul style="list-style-type: none"> ・重度年少児童や幼児の入園を受け入れる一方で，在園児童の年齢超過・重度化傾向がすすむ ・赤痢発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導第一係（年少生活1.2.3班），第二係（年長生活4班），第三係（生産班）制の導入・専門員制，係長制の実施
1978年	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会より施設外養護学校の計画が出され，学校教育課と施設との話し合いが行われる（肢体不自由児との共学と5年制高等部の設置を要望） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産班専任制スタート ・生活3班が指導第二係になる
1979年	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県立三雲養護学校が開校し，生産学習や行事など学校と施設の合同指導体制が終わる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児が1名となり，第三係（生産班）は木工科，窯業科，農畜産科，レンガ科，織物科の5科体制となる
1980年	<ul style="list-style-type: none"> ・年長対策委員会発足 ・障害幼児のための母子通園事業（週1回）を始める（～1985年） ・年齢超過児対策の地区別懇談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育修了児童数が初めて50%を超える ・クラブ活動発足
1981年	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護（ショートステイ）事業開始 ・プール完成（2月） ・次年度指導体制検討委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>入所児童の重度率85%を超える</u> ・課題別学習の取り組み（週1回5グループ）
1982年	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>三雲養護学校高等部設置</u> ・母子通園が週2回になる ・急速に年長化がすすむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育修了児童数が70%を超える ・<u>重度年長児のための基礎教育科開設</u> ・課題別学習週2回6グループになる
1983年	<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練中に職員が感電死「安全・事故対策要領」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産班の中に自閉症グループをつくる（生産各科から抽出）
1984年	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児棟改修（3月） ・学園機関誌「どんぐり」発行（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産班で午前自閉症児対象にTEACCHプログラムを，午後肢体不自由児にリハビリを始める（～1986年）

	1986年	<ul style="list-style-type: none"> ・母子通園事業が予定通り地域の療育事業に引き継がれ終了(3月) ・創立40年、記念誌「よのなみかぜはさむくとも」発行 ・どんぐり橋改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題別学習、レング科と織物科を年度末で終了
	1987年	<ul style="list-style-type: none"> ・近江学園の将来構想の本格的検討はじめる ・障害の重い児童に対応するため生産教育体制見直し ・職員勤務隔週で4時間削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上の在園者50%を超える ・基礎科二科のうち一つを自閉症グループとし、一日を通して取り組む ・課題別学習に代わり合同学習開始
第四期 発達保障 思想の 再生期	1988年	<ul style="list-style-type: none"> ・『将来構想一序章』発表し、児童施設としての役割を確認 ・体験入園事業開始 ・3年間で就労を目指す短期自立促進グループ発足 ・相談室の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導第一係(年少)を二棟二班制に、指導第二係(義務教育修了児)を二棟三班制にする ・指導第三係を六科(窯業科、木工科、農畜産科、基礎1.2.3科)制にする 計62名 ・生産班所属生計78名(89%)
	1989年	<ul style="list-style-type: none"> ・指導勤務体制検討委員会設置、隔週週休二日制導入 ・短期保護(ショートステイ)事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同学習年度末で終了
	1990年	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一領域制(生活班または生産科担当)となる 	
	1992年	<ul style="list-style-type: none"> ・完全週休二日制の実施に伴い5名の嘱託職員増員(8月) 	
	1994年	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール竣工(4月) ・幼児受入れ再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎3科をそれぞれ、作業内容に応じて基礎作業班、加工班、リサイクル班とする 生産班所属生計71名(89%)
	1995年	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中に女子幼児2名入園に伴い幼児保育室再開 ・生活班と作業現場のリンク制導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活班とのリンク制のため、生産科を5科とし基礎科A、Bを復活
	1996年	<ul style="list-style-type: none"> ・創立50周年 記念誌「消シテハナラヌ世ノ光」、記念文集「南郷」発行(学園の歴史を振り返りこの10年を総括) ・この年より毎年実践報告集を発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・1986～1995年の10年間で平均退園者数16名、後半5年間では19.8名と滞留化年長化傾向が徐々に改善 ・生産班所属生計40名(50%)
	1997年	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援相談室開設 ・短期療育事業開始 	
	1998年	<ul style="list-style-type: none"> ・児童事故死(3月)を教訓に「危機管理体制の手引き」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産班基礎A、B科を統合し基礎作業科とし、5科から4科体制に
	1999年	<ul style="list-style-type: none"> ・短期療育事業が「近江学園短期親子教室」と事業名変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産班所属生計36名(43%)
	2000年	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ制の導入により生活班と作業科とのリンク制が強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎作業科をリサイクル科とし空き缶つぶしに取り組む
	2001年	<ul style="list-style-type: none"> ・近江学園将来構想基本計画策定 	
	2002年	<ul style="list-style-type: none"> ・佐々木正美氏を招いて実践研究発表会開催、TEACCHプログラムの本格的導入に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度年長児童の減少により、農芸科とリサイクル科を一体的に運営し、農芸リサイクルA、B、C科とする
2003年	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待児への支援セミナー開催、以後自閉症児支援と被虐待児支援を近江学園の実践と研究の柱として位置づける(3月) ・研究室を設置し、研修と実践研究を統一的にすすめる(4月) ・短期入所サービス事業が支援費制度に移行 ・被虐待児童への回復支援マニュアルを作成 ・外部講師による音楽ワークショップ(音楽療法)開始 ・ITの推進により児童記録の電算化等がすすむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産班所属生計29名(30%)、うち年齢超過利用者13名(13%) ・児童の直接支援—生活支援・生産教育、間接支援—相談室・研究室・自立支援係という現体制の基礎が確立する 	

2004年	・学園と滋賀県発達障害者支援センターが中心となり「第1回発達障害の人の支援セミナーしが」開催，研修と実践発表の場として以後毎年開催	
2005年	・第2回被虐待児への支援セミナー開催	
2006年	・自立支援室を設置し，進路開拓とアフターケアを担当（4月） ・創立60周年「糸賀思想に学ぶ」連続講座開催 ・障害者自立支援法施行により契約制度導入	・自立支援係を自立支援室に体制強化 ・生産班所属生の減少により，農芸リサイクル A. B. C 科をワーク A. B 科に再編
2007年	・「近江学園自立支援プラン」を発表	・生産班児童の減少により創設時より継続してきた農場を年度末で休止
2009年	・「園長への手紙」ポスト開設 ・子どもの権利ノート作成	・生産班所属生計 28 名（30%）
2010年	・児童事故死（3月）	
2011年	・児童福祉法の改正により「福祉型障害児入所施設」となる ・心理担当嘱託職員採用	・ワーク A. B 科を軽作業科に再編，生産班 3 科（窯業・木工・軽作業各科）体制に
2012年	・権利擁護虐待防止委員会設置	・生産班所属生計 14 名（16%）
2013年	・糸賀一雄生誕 100 年に向け，母子像「世の光」レリーフ「友愛」修復，ギャラリー「こかげ」開設，小規模グループ棟「ひまわり」開設	・生産班所属生計 19 名（20%）
2014年	・糸賀一雄生誕 100 年記念事業（3月） ・皆成学園との交流研修・共同研究を開始	・重度年長児童の減少により軽作業科を閉鎖し，窯業科に療育グループを木工科に受注作業グループをつくる
2015年	・「生と性の教育」の本格的実践に向けて，職員研修会や学習会を実施 ・創立 70 年準備委員会で事業内容を検討	・生産班所属生計 10 名（14%）
2016年	・研究室の中に自閉症支援研究グループ，生産教育研究グループ，「生と性の教育」研究グループをつくり実践研究に取り組む ・11月15日の創立70年に向けて年間を通して各事業に取り組む	

* 本年表では，歴史的経過の中で現在では使用されていない不適切な表現が一部あるが，そのまま表記した。

* 下線部は，本文中に記述のある項目である。

* 表中に記述している重度児童率，年齢超過児童率，義務教育終了児童率，生産班所属児童率は学園の児童編成表を基に，筆者が全入所児童に占める割合を算出したものである。

* 本年表は，『糸賀一雄年譜・著作目録』（2008 社会福祉法人大木会），近江学園創立 50 周年記念誌『消シテハナラヌ世ノ光』（1996 滋賀県立近江学園），近江学園の実践記録『要求で育ちあう子ら』（2007「要求で育ちあう子ら」編集委員会）及び近江学園で作成された資料をもとに，筆者が作成したものである。